

令和5年7月

## 梅雨時期の大雨にご注意下さい

梅雨入りし毎日蒸し暑い日々が続きますが、皆さまお身体の調子はいかがでしょう。昨年は6月28日に梅雨が明け、統計開始以来最も早い梅雨明けとなりましたが、日本気象協会の今年の「梅雨明け予想」によると、近畿地方が平年並みか早い7月中旬頃、北陸地方が平年並みの7月下旬頃となっています。まだまだ梅雨前線による大雨シーズンが続きますし、梅雨明け後にも大雨に見舞われることがあるため、大雨の備えとして下記の3点をチェックいただけたらと思います。

- ① 避難場所や避難経路の確認…浸水・土砂災害の危険性が高い場所を避けて、複数の避難経路及び避難場所をあらかじめ決めておき、家族で共有しておきましょう。
- ② 非常用品の準備…水や食料等を両手が使えるリュック等に入れて用意しておきましょう。
- ③ 側溝などの掃除…砂利、落ち葉、ゴミ等が詰まっていないかを確認しておきましょう。



ところで国税庁ホームページにて5月31日付で公布された「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和5年度税制改正のあらまし」が公表されました。これは株式等や土地・建物等を譲渡した場合の税務上の取扱についてまとめられたものであり、具体的には下記の内容について記載されています。

### 【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正】

1. NISAに関する改正
2. エンジェル税制に関する改正等
3. 株式等の譲渡に関するその他の改正

### 【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正】

1. 居住用財産の譲渡所得の特別控除に関する改正
2. 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正
3. 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

上記改正については適用時期がそれぞれの改正で異なり、令和5年度から適用となる改正もあるため、ご自身に関係がありそうな方は当該ホームページを参照してみてください。もちろん詳細を知りたい方やご相談されたい方は、所員までお気軽にお問い合わせいただけたらと思います。